# 社会•援護局関係主管課長会議資料

平成29年3月2日(木)

総務課

# 目 次

重点事項	
第1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について	1
1 事業概要について	1
2 平成29年度予算案の内容等について	1
第2 給付金について	
1 簡素な給付措置(臨時福祉給付金(経済対策分))の概要	4
2 実施に向けた準備について	7
第3 自殺対策の推進について	
1 自殺対策の状況等について	11
2 今後の自殺対策について	13
連絡事項	
1 共同募金運動について	18
2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰について	21
参考資料	
1 地域生活定着促進事業関係	22
2 平成29年度社会•援護局関係主要行事予定<社会関係>	25
3 平成29年度社会・援護局(社会)関係予算(案)の概要	26

# 第1 矯正施設退所者の地域生活定着支援について

# 1 事業概要について

刑又は保護処分の執行のため矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院)に 収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要 があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けること が困難である。そのため、平成21年度から「地域生活定着支援事業(現在は地域生活 定着促進事業)」が開始された。

本事業では、各都道府県の地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組んでいただいている。

### 【地域生活定着促進事業におけるセンターの主な業務】

(1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行う。

(2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用して いる人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

(3)相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

# 2 平成29年度予算案の内容等について

- (1)本事業は、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」のメニュー事業として実施する。
  - ア 実施主体

都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に運営委託可)

イ 補助率

定額補助(補助基準額の3/4相当額を基本とする)

- ア 補助基準額
  - 2,500万円(業務量に応じた傾斜配分あり)

## (2) 平成29年度予算案における国庫補助について

本事業の取組み状況について、平成25~27年度の実績を見ると、各都道府県の 取扱件数に最大で5倍を超える差異が認められる。

平成29年度においても、平成28年度予算と同様に、①定額補助を行いつつ、② 傾斜配分について、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実績に応じたものとする予定である。

# (3) 既存の福祉的支援との連携強化等について

そもそも、犯歴の有無を問わず、ニーズがあって真に支援を求める人に対しては、 その真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる環境を整備することが必要 であり、また、本事業は、限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域との つながりを失った人に特に優先して活用し、広域調整によって必要な支援を地域で受 けられるようにするものであって、既存の福祉的支援との連携強化を進めることが重 要であると考えている。

そのため、各都道府県においては、事業を効率的・重点的に実施する観点から、 事業の内容や規模を精査し、適切な業務量を確保していただくとともに、既存の福祉 的支援との一体的実施や円滑な移行が行われるよう努めるなど、地域の総合力を生か した事業実施をお願いしたい。

なお、被疑者・被告人段階の人への支援については、コーディネート業務及びフォローアップ業務の実施に支障を来さない限りにおいて、相談支援業務として実施することは不可能ではないとしてきていたところ、上記趣旨に鑑み適切に対応されたい。

関連して、平成27年12月24日に事務連絡「違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について」を発出しているので、連携強化の際の参考とされたい。

また、法務省とは継続的に連携のあり方等に係る協議を行ってきているところ、 地域生活定着支援センターの業務の円滑化を図るため、これまでも、センターに提供 される情報の充実化や保護観察所による生活環境の調整の強化などを法務省側に要 請し、実現されてきた。今後とも、都道府県やセンターの御意見を踏まえ、法務省と 必要な協議を行っていく。

#### (参考) 関連通知等

○ 刑事施設、少年院及び保護観察所と地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関 等との連携の確保について(平成21年4月1日付け法務省保観第206号、社援 発第0401019号)

- セーフティネット支援対策等事業の実施について(平成17年3月31日付け社 援発第0331021号)別添地域生活定着促進事業実施要領
- 「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」について(平成21 年5月27日付け社援総発第0527001号)
- 地域生活定着促進事業に係る質疑応答集(平成27年8月4日最終改正)

# 第2 給付金について

# 1 簡素な給付措置(臨時福祉給付金(経済対策分))の概要

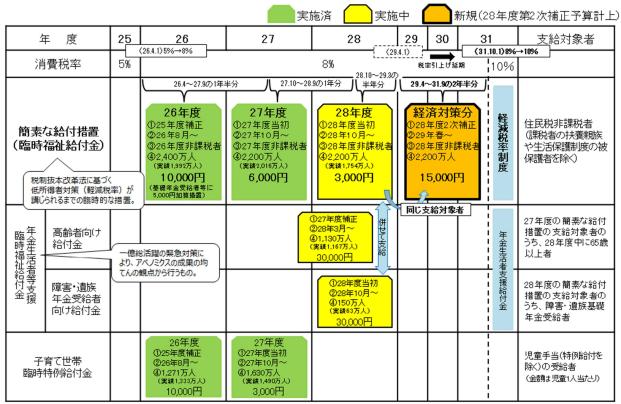
## (1) 一連の給付金の実施について

平成26年度から実施している「簡素な給付措置」(臨時福祉給付金)や、平成28年春から実施している年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金)については、各市町村において円滑に支給事務を進めていただき、これまでの対応に改めて厚く感謝申し上げる。

今般、新たに、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給することとなり、引き続きのお力添えをお願いしたい。

#### (参考)

# 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)・年金生活者等支援臨時福祉給付金等の実施状況



摘要:①予算計上 ②支給時期 ③簡素な給付措置の支給対象者 ④予算上の支給対象者数(実績 ※平成28年度実施中の給付金は平成28年12月末現在)

## (2) 臨時福祉給付金(経済対策分)の趣旨等

「簡素な給付措置」は、税制抜本改革法において、消費税率引上げ( $5\% \to 8\%$ )による影響を緩和するため、低所得者層に対する暫定的及び臨時的な措置として位置づけられており、平成31年10月に予定される消費税率引上げ( $8\% \to 10\%$ )及び軽減税率の導入時点まで実施することとされている。

一方で、現状の景気が個人消費に力強さを欠いた状況にあるとの認識の下、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会 全体の所得の底上げを図っていくことが重要である。

こうした状況を踏まえ、政府においては、平成28年8月2日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「簡素な給付措置について、平成31年9月までの2年半分を一括して措置する。」こととされ、平成28年度第二次補正予算により臨時福祉給付金(経済対策分)を実施することとした。

その支給事務を担う厚生労働省において、これまでの給付金に引き続き、市町村に 対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

#### 「未来への投資を実現する経済対策」について(抜粋)

平成28年8月2日 閣 議 決 定

「未来への投資を実現する経済対策」を別紙のとおり定める。

(別紙)

#### 第2章 取り組む施策

#### I. 一億総活躍社会の実現の加速

(3)社会全体の所得と消費の底上げ

力強さに欠ける消費の底上げを図り、内需をしっかりと拡大するためには、社会全体の所得の底上げを図ることが重要。そのため、以下の施策を講ずる。

#### ③簡素な給付措置

簡素な給付措置について、平成31年(2019年)9月までの2年半分を一括して 措置する。平成31年(2019年)10月より、消費税率引上げ後の低所得者対策、 逆進性対策として、軽減税率を導入する。よって簡素な給付措置は終了する。

制度の概要は、支給額を除けば、平成28年度の臨時福祉給付金と同様である。以下 の図を参照されたい。

#### 簡素な給付措置(臨時福祉給付金)の概要

	措置対象期間 (計上予算)	平成26年度 平成26年4月~27年9月 (平成25年度補正)	平成27年度 平成27年10月~28年9月 (平成27年度当初)	平成28年度 平成28年10月~29年3月 (平成28年度当初)	<b>経済対策分</b> 平成29年4月~31年9月 (平成28年度第2次補正)
	趣旨	税制抜本改革法に基づき、消費税率の引上げを踏まえ、低所得者に配慮する観点から導入する施策(軽減税率) の実現までの間の暫定的・臨時的な措置として、簡素な給付措置(臨時福祉給付金の支給)を実施			
	支給対象者	市町村民税(均等割)が課税されていない者 (市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等、生活保護の被保護者等を除く)			
	対象者数 (注1)	2,400万人	2,200万人	2,200万人	2,200万人
	実績 (注2)	1,992万人 (うち加算対象者:1,091万人)	2,016万人	_	_
	支給対象者 の特例	施設入所等児童等、DV被害者、措置入所等障害者・高齢者等は、所定の手続きの下、扶養関係にかなわらず、当該者に支給			
内	実施主体	市町村(特別区を含む)			
容	支 給 額 (注3)	10,000円 基礎年金受給者等に5,000円を加算	6,000円	3,000円	15,000円
	基 準 日	平成26年1月1日	平成27年1月1日	平成28年1月1日	平成28年1月1日
	支給開始 時 期	平成26年8月頃	平成27年10月	平成28年10月	平成29年春
	費用	事業の実施に要する経費(事業費・事務費)を国が補助(10 <mark>/</mark> 10)			
	予 算 額	3,420億円 事業費:3,000億円 事務費: 420億円	1,693億円 事業費:1,320億円 事務費: 373億円	1,033億円 事業費: 660億円 事務費: 373億円	3,673億円 事業費:3,300億円 事務費: 373億円

<sup>(</sup>注1)対象者数は、予算積質上の推計数。

#### (3)被保護者等の取扱い

生活保護基準等は、平成26年4月の消費税率引上げによる影響分を織り込んで設定 されているため、平成28年度臨時福祉給付金と同様に、基準日(平成28年1月1日) における生活保護制度の被保護者等については、支給対象外とする。

#### (4) 施設入所等児童等、DV被害者等に関する取扱い

平成28年度臨時福祉給付金と同様に、以下のような取扱いとする。

基準日(平成28年1月1日)時点で児童福祉施設等に入所等している児童等に ついては、保護者の扶養親族等とはなっていないものとみなすこととし、当該児 童等の住民票を基準日に施設等の所在する市町村に移していない場合も、当該施 設等の所在する市町村から支給することとする。

以主 1/18←目が1.5、7 見(収算工ン/指目が3。 (注2)実績は、市町村へのアンケート結果、支給決定者数)を集計したもの。 (注3)支給額は、低所得世帯の消費税率引上げに伴う食料品支出額の増加分(3%アップ分)を参考に覧出。

イ 基準日(平成28年1月1日)時点で配偶者と生計を別にしているDV被害者等については、保護命令が出ている等の一定の要件を満たす旨を申し出た場合には、配偶者の扶養親族等とはなっていないものとみなし、基準日時点で住民票を移していない場合には、申出日時点で当該DV被害者等が居住する市町村から支給することとする。

施設入所等児童等及びDV被害者等については、上記の配慮を行うため、これまでの給付金と同様に、支給先の管理を行う作業が必要となるが、平成28年10月20日に開催した全国説明会において、「施設入所等児童等に係る臨時福祉給付金(経済対策分)関係事務処理について」(平成28年10月20日付け事務連絡)及び「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における臨時福祉給付金(経済対策分)関係事務処理について」(平成28年10月20日付け事務連絡)により運用指針を示したところである。

# 2 実施に向けた準備について

## (1) 予算について

ア 国における予算計上について

支給に要する経費については、平成28年度第2次補正予算に計上した。補助率については、10分の10であり、計上額は次のとおりである。

- i 事業費 3,300億円
  - ・15,000円×2,200万人分 = 3,300億円
- ii 事務費 373億円
  - ・うち、地方公共団体分 = 358億円

なお、事務費の予算計上の考え方は以下のとおりである。

#### (ア) 市町村分

- ・ 審査事務等に要する人件費 [申請の勧奨、支給対象者リスト作成、申請書審 査、入力・集計など]
- 申請書等の発送費用「申請書送付料、支給決定通知送付料など」
- システム改修費「既存システムの改修など」

- ・ 電話照会対応に要する経費 [電話応対要員の賃金又はコールセンター設置費用など]
- 口座振込手数料
- 広報経費[広報誌掲載費、チラシ等作成費など]
- ・ その他 [支給事務に係る旅費、消耗品費、電話代、事務機器借料など] などの経費を見込んだもの。

#### (イ) 都道府県分

- ・ 市町村への伝達会議開催に要する経費
- 全国説明会への出席旅費
- ・ 補助金執行事務に要する人件費
- 広報経費

などの経費を見込んだもの。

#### イ 概算払経費要求及び予算の繰越しについて

事業費・事務費ともに、平成28年度に交付決定した後の残余を平成29年度へ繰り越して使用することができるよう、国において、繰越明許費として要求している。なお、平成29年度中に事業が完了する必要がある点について留意されたい。

#### ウ 地方公共団体における予算計上について

一億総活躍社会の実現の加速に向けて、社会全体の所得の底上げを図っていく旨の給付金の趣旨から、可能な限り早く支給ができるよう、また、支給事務の大半に平成28年度臨時福祉給付金の枠組みを用いていることを踏まえ、効率的な実施方法等について検討の上、予算計上をお願いしたい。

#### エ 都道府県に対する事務委任について

国庫補助金の執行に当たっては、給付制度の円滑な実施の観点から、引き続き、 都道府県に補助金等の交付に関する事務の一部について御協力をお願いしたい。

#### (2) 実施スケジュール等について

上述のとおり、一億総活躍社会の実現の加速に向けて、消費の底上げを図り、内需を拡大するために、社会全体の所得の底上げを図っていく観点から、可能な限り年度内からの支給開始をお願いし、事業を計画していただきたいと考えている。

申請受付期間については、申請受付開始日から3カ月とすることを基本とするが、 各市町村の規模、実情等によってこの期間で対応しがたい場合には、申請受付開始日から3カ月以上6カ月以内の範囲とすることができる。

## (3) 広報に関する準備作業について

#### ア 国の広報について

臨時福祉給付金(経済対策分)の国の広報予定は、以下のとおりである。

#### (ア) 広報シンボル

引き続き「カクニンジャ」のキャラクターを採用し、「平成28年度臨時福祉給付金」とは別に、新たに「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給することを明確化するため、カクニンジャの色を「平成28年度臨時福祉給付金」の青色から、「臨時福祉給付金(経済対策分)」は赤色に変更して、訴求性を高める。

#### (イ) メディア広報

各市町村の申請受付期間を念頭に、メディア広報(テレビCM、新聞広告、ラジオ広告、バナー広告)は、大半の市町村が申請受付を開始する3月下旬~4月上旬と申請受付を終了する直前の5月下旬~6月上旬の2つ時期をピークとして重点的に行う予定である。

#### (ウ) ポスター・チラシ

平成28年度臨時福祉給付金の際と同様に、各省庁や関係団体の協力の下、医療機関、福祉施設、交通機関、商業施設、金融機関、郵便局、官公署等に、広くポスター・チラシを配布する予定である。これらの機関・施設等への配布時期は、3月上旬以降となる。

#### (エ) 特設コールセンターの設置

国民からの一般的な問い合わせに国でも対応するため、平成29年度も引き続き、 国の特設コールセンターを設置し、オペレーターによる電話対応を実施する(電 話番号は、引き続き「0570-037-192」とする)。

#### (オ) 特設ホームページの運用

厚生労働省の特設ホームページについて、平成29年度も引き続き、現在のもの を運用する(同じURLを使用する)。

# (参考)



# 臨時福祉給付金(経済対策分)の広報スケジュール予定

### イ 市町村における広報について

- (ア)各市町村における住民に直接申請を促す方法として、これまでの給付金では、 多くの市町村において、個人住民税が課税されていない旨のお知らせとともに臨 時福祉給付金の申請書等を送付する方式による個別の申請勧奨を実施していた だいた。
- (イ) こうした個別の勧奨が、着実に対象者へ支給するために非常に効果的であり、 また、多くの市町村では、申請書等に氏名等を予め印字して送付するなど、申請 者の利便性に資する取組が行われた。こうした取組を踏まえ、各市町村において 効果的な申請勧奨に取り組んでいただきたい。